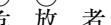




発行 東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都



東京都

分を除く。) 及び待合所施設

● 東京都告示第五百五十六号

東京都入港料条例(昭和五十一年東京都条例第八十六号)第二条に規定する入港料の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 横浜港埠頭株式会社

(二) 所在地 神奈川県横浜市中区山下町二番地

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 委託の内容

コンテナ船舶に係る入港料の徴収事務

● 東京都告示第五百五十七号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第百七号)

別表第一に規定する東京都立海上公園の有料公園を利用する者から徴収する利用料の徴収の事務及び同表に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二条)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池百合子

する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京港野鳥公園グループ

(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス海上南部地区グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立城南島海浜公園のキャンプ場、オートキャンプ場及びオートキャンプ場附帯設備

● 東京都告示第五百五十九号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第百七号)

別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二条)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池百合子

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第百七号)

別表第一に規定する東京都立海上公園の有料施設を利用する者から徴収する利用料の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京港埠頭株式会社

(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号

二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立辰巳の森海浜公園のラグビー練習場及びスポーツ用具

● 東京都告示第五百六十号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第百七号)

別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二条)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス海上南部地区グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都立大井ふ頭中央海浜公園、東京都立品川北ふ頭公園、東京都立コントナふ頭公園、東京都立みなとが丘ふ頭公園、東京都立京浜島ふ頭公園、東京都立城南島ふ頭公園、東京都立東海ふ頭公園、東京都立芝浦南ふ頭公園、東京都立東海緑道公園、東京都立京浜運河緑道公園、東京都立城南島緑道公園及び東京都立京浜島緑道公園

●東京都告示第五百六十一号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）

別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定に基づき告示する。

令和三年四月一日

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和三年四月一日

一 委託した相手方

(一) 名称 若洲シーサイドパークグループ

(二) 所在地 江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京港頭株式会社内

二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立若洲海浜公園

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京港埠頭株式会社

(二) 所在地 江東区青海二丁目四番十号 株式会社東京港頭

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）別表第一に規定する東京都立お台場海浜公園、東京都立青海中央ふ頭公園、東京都立青海北ふ頭公園、東京都立青海南ふ頭公園、東京都立水の広場公園、東京都立暁ふ頭公園、東京都立青海西ふ頭公園、東京都立東八潮緑道公園、東京都立青海緑道公園、東京都立シンボルブ

二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

ロムナード公園及び東京都立有明北緑道公園

●東京都告示第五百六十三号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 若洲シーサイドパークグループ

(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立若洲海浜公園

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法

令和三年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京港埠頭株式会社

(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号

施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和三年四月一日

一 委託した相手方

東京都知事 小池百合子

- (一) 名称 葛西海浜公園パートナーズ
(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

- 二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

- 三 委託施設 東京都立葛西海浜公園

●東京都告示第五百六十五号

東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）別表第一に規定する東京都営空港を使用する者から徵収する着陸料及び停留料（東京都営空港条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十六号）第五条第一項ただし書きにより知事の承認を得て納付するものを除く。）の徵収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 八丈島空港ターミナルビル株式会社
(二) 所在地 東京都八丈島八丈町大賀郷二千八百三十九番地二

- 二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百六十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を受けようとする者から徵収する手数料の徵収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

- 東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

株式会社コヤマドライビングスクール石神井

株式会社シグマ平和橋自動車教習所

株式会社今井自動車教習所

株式会社トヨタ東京教育センタートヨタドライブイングスクール東京

株式会社新東京自動車教習所

学校法人五島育英会東急自動車学校

小平市小川町一丁目二千三百六十四番地

多摩市唐木田三丁目六番地

●東京都告示第五百六十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百八条の二第二項の規定に基づく講習を受けようとする者から徵収する手数料並びに同法第一百十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ、同法第一百一条の四

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百六十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百八条の二第二項又は同法第一百一条の七第一項の規定による認知機能検査を受けようとする者、同法第一百十二条第一項第十二号に規定する同法第一百八条の二第一項各号に掲げる講習（同項第十二号に掲げるものに限る。）を受けようと/orする者及

る同法第九十七条の二第一項第三号イ、同法第一百一条の四

び同法第一百十二条第一項第十三号に規定する同法第一百八条の二第一項第十号に掲げる講習を受けようと/orする者から徵収する手数料の徵収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

第二項又は同法第百一条の七第一項の規定による認知機能検査を受けようとする者及び同法第百十二条第一項第十二号に規定する同法第百八条の二第一項各号に掲げる講習（同項第十二号に掲げるものに限る。）を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

名 称

所 在 地

株式会社世田谷自動車学校 世田谷区柏谷二丁目十四番十四号

株式会社京成ドライビングスクール 葛飾区高砂五丁目五十四番十号

株式会社武藏境自動車教習所 武藏野市境二丁目六番四十号

株式会社コヤマドライビングスクール秋津 東村山市秋津町三丁目十五番地十八

七島自動車株式会社伊豆 大島町元町字北の山二百二十二番

株式会社新神戸ドライビングスクール東京事業 大島町差木地字フナギ六百所

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
二 委託期間

●東京都告示第五百六十九号

八条の二第一項各号に掲げる講習（同項第一号、第十号及び第十四号に掲げる講習を除く。）を受けようとする者から徴収する手数料に限る。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

名 称

所 在 地

一般財団法人東京都交通 安全協会 千代田区霞が関二丁目一番一号

東都自動車株式会社北足立自動車教習所 北区堀船二丁目十三番二十八号

株式会社足立自動車学校 足立区東六月町三番一号

株式会社新小岩自動車教習所 葛飾区奥戸四丁目二番一号

坂本自動車株式会社金町自動車教習所 葛飾区東金町一丁目十番八号

株式会社八王子中央自動車学校 八王子市北野町五百九十八番地の九

東都自動車株式会社府中自動車教習所 府中市若松町一丁目四番地の一

株式会社小金井自動車学校 小金井市中町四丁目三番十五号

株式会社むさし小金井自動車教習所 小金井市緑町一丁目三番二十六号

株式会社尾久自動車尾久自動車学校 小金井市東町三丁目十七番十九号

株式会社和泉自動車練習所 犬山市猪方四丁目八番十一番地

一 委託した相手方

名 称

所 在 地

株式会社中央自動車学校 江東区塩浜二丁目八番四号

株式会社池上自動車教習所 大田区大森南五丁目五番五号

株式会社杉並自動車学校 杉並区宮前五丁目十五番一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ、同法第一百一条の四第二項又は同法第一百一条の七第一項各号の三に規定する同法第一百一条の四第二項又は同法第一百十二条第一項第十二号に規定する同法第百八条の二第二項各号に掲げる講習（同項第十二号に掲げるものに限る。）を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池百合子

株式会社東久留米自動車 東久留米市本町一丁目十六番四十五号
教習所
株式会社西多摩自動車学 羽村市羽四千百五十番地
校

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

● 東京都告示第五百七十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号) 第百十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ、同法第一百一条の四第二項又は同法第一百一条の七第一項の規定による認知機能検査を受けようとする者並びに同法第一百十二条第一項第十二号に規定する同法第一百八条の二第一項各号に掲げる講習(同項第十二号に掲げるものに限る。)を受けようとする者及び同法第一百十二条第一項第十号に規定する同法第一百八条の二第二項第十号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

名 称 東京都知事 小 池 百合子
所 在 地 日の丸総業株式会社日の丸自動車学校 目黒区三田二丁目六番二十一号

一 委託した相手方

東京都知事 小 池 百合子
所 在 地 丸山スクール蒲田 五号

株式会社コヤマドライビングスクール成城 二号

株式会社北豊島園自動車学校 練馬区春日町四丁目三十七番二十四号

株式会社大泉自動車教習 練馬区東大泉六丁目三十四番一号

富士産業株式会社竹の塚 足立区竹の塚七丁目十二番一号

モータースクール

株式会社江戸川自動車教習所 江戸川区平井五丁目四番三号

黒井産業株式会社葛西橋 自動車教習所 江戸川区西葛西二丁目十六番十一号

調布市菊野台一丁目三十四番地

株式会社調布自動車学校 調布市菊野台一丁目三十四番地

国際興業株式会社町田ドライビングスクール 町田市南大谷一番地五十五号

飛鳥DC日野株式会社飛鳥ドライビングカレッジ 日野

株式会社マジオネット多摩 モマジオドライバーズスクール多摩校 日野市百草百八十八番地

株式会社田無自動車教習 所西東京市芝久保町四丁目四番四号

日野

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 放置違反金の収納の取りまとめに関する事務 江東区豊洲三丁目三番三号

国分グローサーズ直営店舗及び加盟店 チェーン株式会社 店舗における放置違反金の収納

株式会社しんきん MMK設置店の表 同右

ングスクール二子玉川 番一号

株式会社コヤマドライビングスクール 成城 二号

から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日 東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京防犯協会連合会

(二) 所在地 千代田区霞が関二丁目一番一号

二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

四 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

四 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

五 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

五 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

六 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

六 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

七 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

七 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

八 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

八 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

九 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

九 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十一 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十一 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十三 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十三 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十四 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十四 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十五 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十五 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十六 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

十六 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

情報サービス 港区港南一丁目八 番二十七号	示のある加盟店舗 における放置違反 金の収納
株式会社セブン-イ レブン・ジャパン 千代田区二番町八 番地八	直営店舗及び加盟 店舗における放置 違反金の収納
株式会社ファミリ ーマート 港区芝浦三丁目一 番二十一号	同右
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐 北区安佐町大字久 地六百六十五番地	同右
ミニストップ株式 会社 千葉県千葉市美浜 区中瀬一丁目五番 地一	同右
山崎製パン株式会 社 千代田区岩本町三 丁目十番一号	同右
株式会社ローソン 品川区大崎一丁目 十一番二号	同右

●東京都告示第五百七十四号

東京都消防関係手数料条例（平成十二年東京都条例第百号）別表十七の項に規定する危険物取扱者免状の交付、同表十八の項に規定する危険物取扱者免状の書換え、同表十九の項に規定する危険物取扱者免状の再交付、同表二十三

の項に規定する消防設備士免状の交付、同表二十四の項に規定する消防設備士免状の書換え及び同表二十五の項に規定する消防設備士免状の再交付に係る手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
令和三年四月一日
東京都知事 小池百合子
一 委託した相手方
(一) 名称 一般財団法人消防試験研究センター
(二) 所在地 千代田区霞が関一丁目四番二号 大同生命霞が関ビル十九階
二 委託期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
三 委託の事務を行う施設
(一) 名称 一般財団法人消防試験研究センター 中央試験センター
(二) 所在地 渋谷区幡ヶ谷一丁目十三番二十号

告示（教）

告 示（水）
●東京都水道局告示第三号
東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程（平成十年東京都水道局管理規程第四十三号）第二条の規定に基づき、徴収事務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。
令和三年四月一日
一 委託した相手方
受託者名 所在地
東京都水道局長 浜 佳葉子
東京都水道株式会社
株式会社宅配
第一環境株式会社
ヴェオリア・ジェネソツ株式会社
三鷹市管工事業協同組合

●東京都教育委員会告示第二十二号
東京都立図書館条例（昭和三十九年東京都条例第百十二号）第八条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八号第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
令和三年四月一日
東京都水道局長 浜 佳葉子
一 委託した相手方
受託者名 所在地
新宿区西新宿六丁目五番一号
文京区本郷四丁目十番五号
港区赤坂二丁目二番十二号
港区海岸三丁目二十番二十号
三鷹市野崎二丁目十番十四号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十日まで

●東京都水道局告示第四号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第四十三号)第二条の規定に基づき、定期検針業務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京熱供給株式会社

千代田区九段南四丁
目八番八号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十日まで

●東京都水道局告示第五号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第四十三号)第二条の規定に基づき、水道料金等の収納の事務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

国分グローサーズチェーン株式会社

中央区日本橋一丁目
一番一号

告 示(下水)

●東京都下水道局告示第二号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定に基づき、下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十一条の四第一項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都下水道局長 神 山 守

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都下水道サービス株式会社

所在地 千代田区大手町二丁目六番二号

●東京都水道局支出し事務委託について

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

港区芝浦三丁目一番
二十一号

株式会社ファミリーマート

港区港南二丁目八番
二十七号

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

千代田区二番町八番
地八

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十日まで

公 告

東京都水道局支出し事務委託に関する規程(平成二十六年東京都水道局管理規程第十号)第二条の規定に基づき、支出事務を次のとおり委託したので公告する。

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

株式会社ローソン

品川区大崎一丁目十
番二号

山崎製パン株式会社

千代田区岩本町三丁
目十番一号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十日まで

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十日まで

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目
五番一号

令和三年四月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社